

今のうちに学ぼう

相続と贈与

相続・贈与相談センター 赤坂支部
アイリス税理士法人

相続・贈与相談センターのご紹介



相続・贈与相談センターは
全国100地域の加盟会計事務所と
相続コンサルタントにより
構成された全国組織です。

個人と社長の**相続や事業承継の
悩みに対応できる地域ナンバー1
事務所**を目指しております。

各士業や企業との連携により、
税法・不動産・保険等、相続・贈与に関する
ワンストップサービスが受けられます。

本日のテーマ

1. 贈与の基礎知識
2. 暦年贈与とは
3. 勘違いしやすい暦年贈与
4. 暦年贈与と生前対策

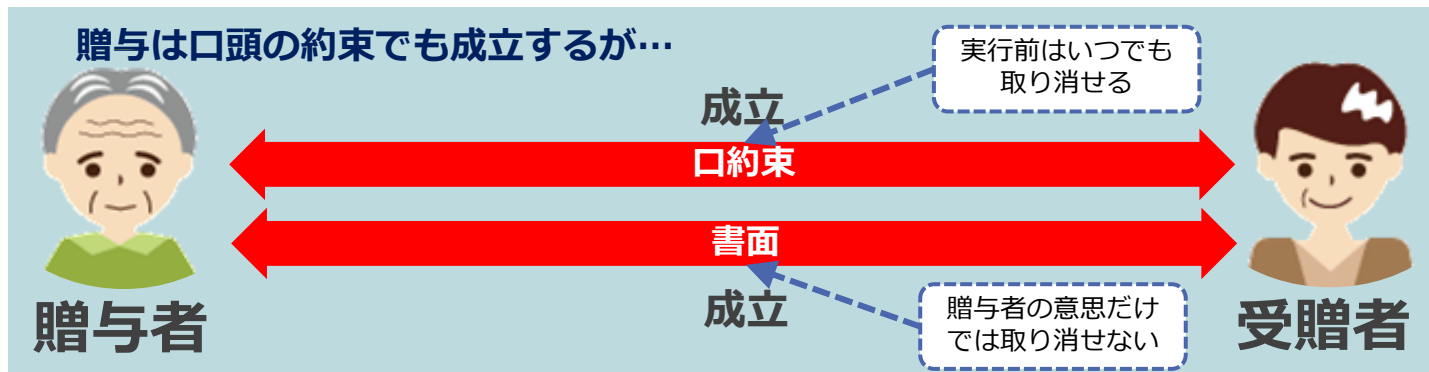
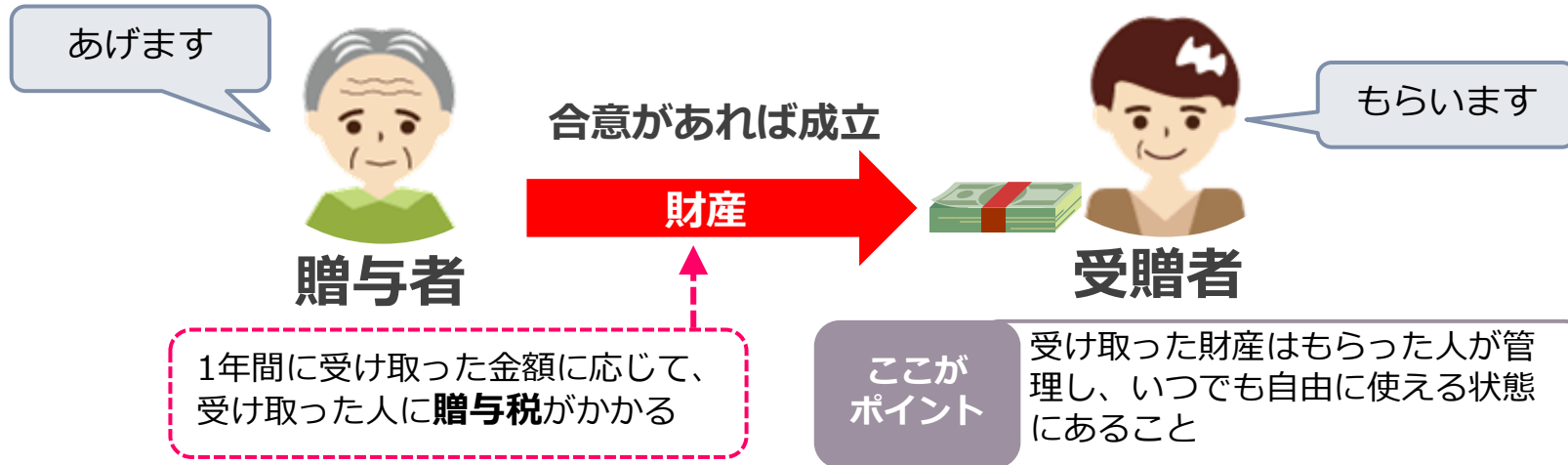
1. 贈与の基礎知識

贈与とは？

当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、
相手方がそれを受託することによって、その効力を生ずる
(民法549条)

贈与の仕組み

生前なら「誰にでも」「いつでも」「いくらでも」OK!

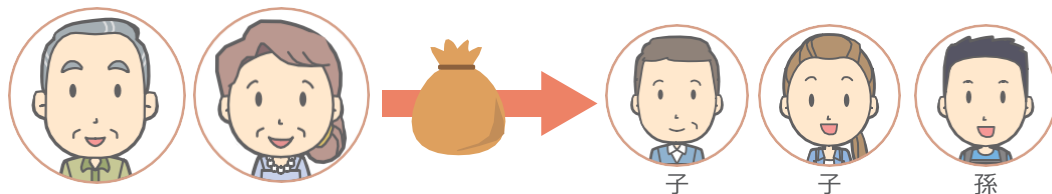


もう一言：口頭の約束では、立証できない。税務署に説明できますか？

生前贈与のメリット

贈与する人(親・祖父母など)

① **ご家族のよろこぶ顔**が見られます。



② 自分の意思で「いつ・誰に・いくら」**贈与するか**決められます。

③ 相続財産を減らして**相続税の負担を軽減**できる可能性があります。



贈与を受ける人(子・孫など)

① ご家族の生活費や教育費などに活用できます。**(使いみち自由)**



② **贈与税の基礎控除(110万円)**を毎年使えます。

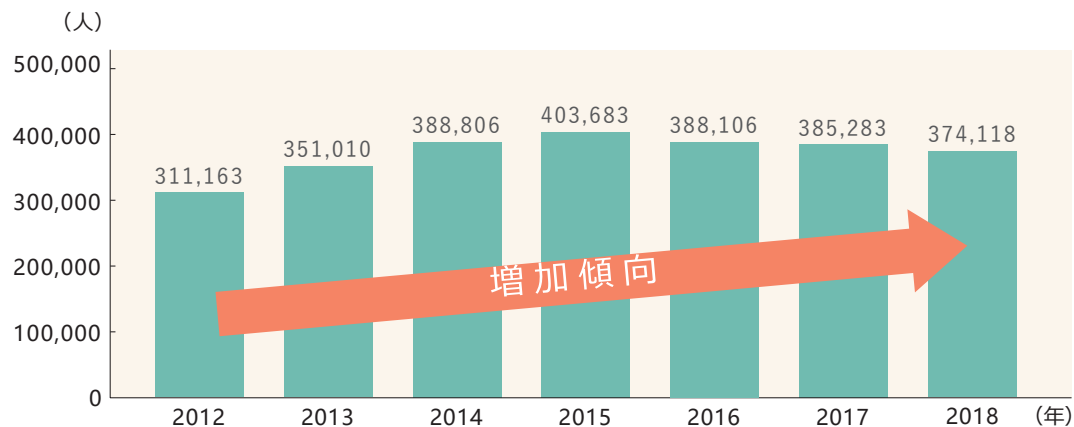
生前贈与の活用状況

生前贈与の活用状況(暦年課税の課税状況)

国税庁「平成29年・30年統計年報」をもとに作成

1 贈与を受けた人の数

贈与を受ける人は増加傾向にあります

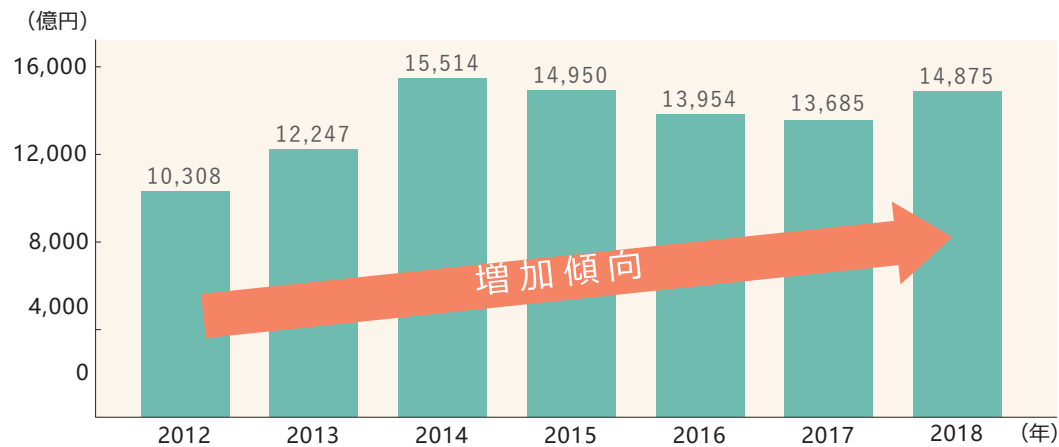


2012年 約31万人 -▶ 2018年 約37万人に

生前贈与の活用状況

2 課税ベースの贈与額(取得財産価額)

贈与額も拡大しています



2012年 約1兆円 - ▶ 2018年 約1.5兆円に

生前贈与が増えている背景

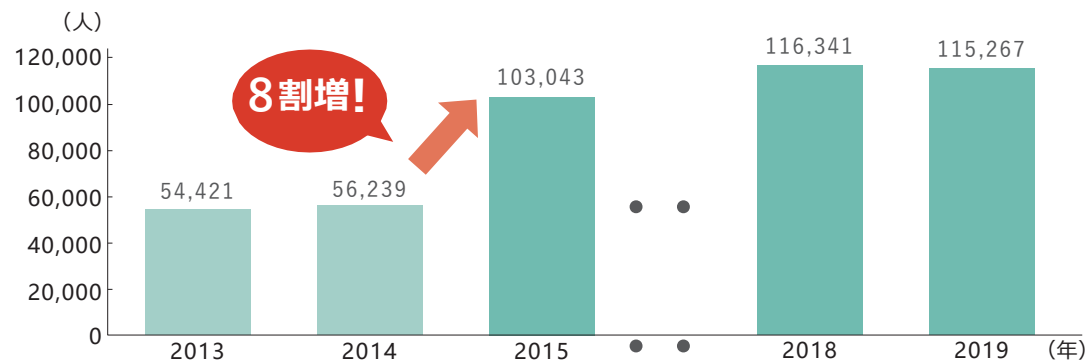
生前贈与がふえている背景 ▶ 2015年1月
相続税の改正

1 相続税の基礎控除額が引き下げられました

	相続税の基礎控除額	法定相続人が3人の場合
2014年12月 以前の相続	5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人の数)	8,000万円まで非課税
2015年1月 以後の相続	3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)	4,800万円まで非課税

▶ 相続税の課税対象となった方が増加 → 生前対策を行う方が増えた

<相続税の課税対象者>



[国税庁] 2013～2015年:「相続税の申告状況について」各年版/2018・2019年:「相続税の申告実績の概要」をもとに作成

2 高額な財産を相続する方の税負担が重くなりました

贈与のポイント

- ✓ 贈与は財産をあげる人と、もらう人の合意があつてこそ、成り立つ契約
- ✓ 贈る財産は金銭だけとは限らない
- ✓ 税金面で贈与と認められるには、あげた財産をもらった人が管理していることが重要
- ✓ 贈与の事実を証明する契約書もあるといい
- ✓ 扶養義務者からもらう生活費や教育費は非課税
- ✓ お祝い金や香典なども、一般的には非課税
- ✓ 暦年贈与などで生前贈与をうまく利用することが重要である
- ✓ 贈与税は個人から受け取る財産が対象で、法人からの贈与は、一時所得になる

2. 暦年贈与とは

暦年贈与とは

暦年贈与

って何ですか？

年間で110万円を超える贈与を受けた場合、贈与を受けた側に贈与税が発生します。

こちらの仕組みを利用し、**毎年110万円以内の贈与税が発生しない範囲**で将来相続財産の対象となるであろう財産を子や孫などの推定相続人に移していき、相続税を節税していく手法を**暦年贈与**といいます。

暦年贈与は誰でも、誰にでも行うことができ、特殊な準備やデメリットが少なく実行できることから、王道的な節税対策として広く利用されています。

暦年贈与のメリット

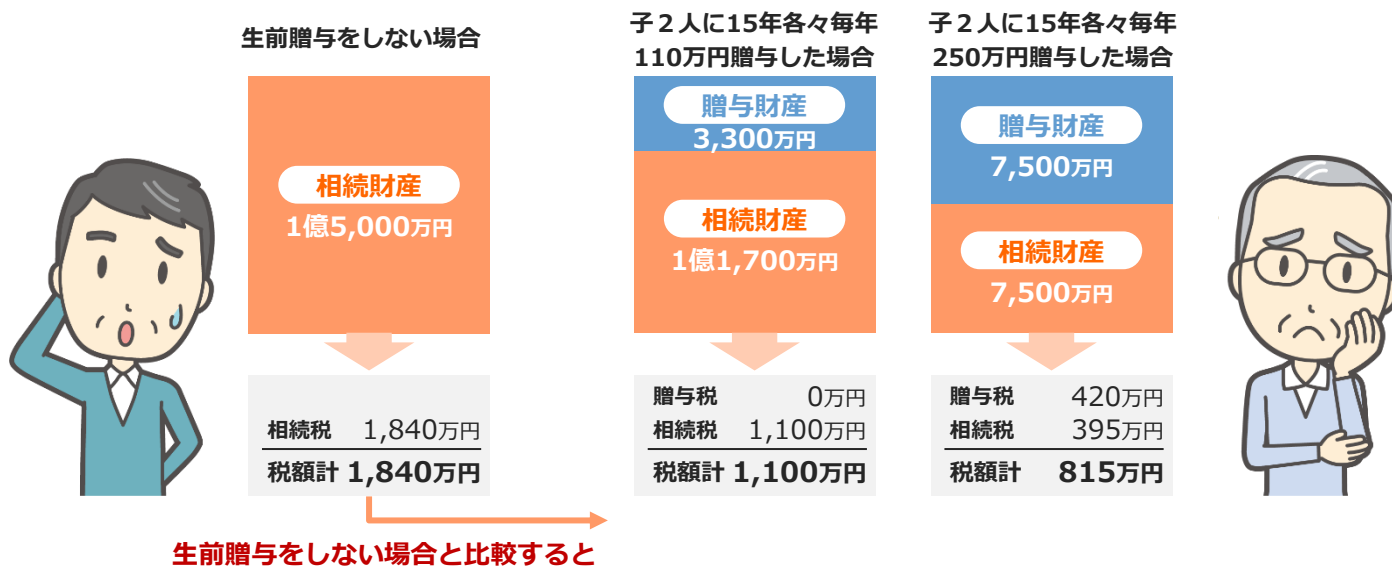
暦年贈与 のメリット

贈与税は贈与する金額が大きくなればなるほど税率も高くなります。110万円を控除した後の金額が200万円以下であれば10%。3,000万円を超えると55%もの税率になってしまいます。しかし、年間110万円までの贈与なら暦年贈与という方法を適用することで非課税とすることが可能です。

暦年贈与を利用した相続対策例

相続対策による税負担の比較

父の相続財産：1億5,000万円 家族構成：父・子2人（子は20歳以上）



暦年贈与がなくなる？

暦年贈与がなくなる？

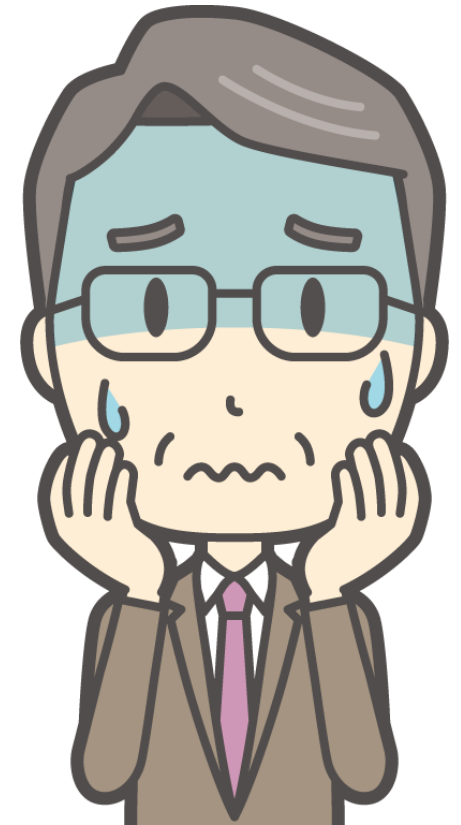
税制は毎年改正されますが、令和3年度の税制改正大綱で、「暦年課税に関する税制」の大幅な改変が検討されており、来年以降の動向に注目が集まっています。まだ定かではありませんが、「暦年贈与の廃止」の可能性が
あります。

3. 勘違いしやすい暦年 贈与

勘違いしやすい暦年贈与

暦年贈与は誰でも、誰にでも行うことができ、特殊な準備やデメリットが少なく実行できることから、王道的な節税対策として広く利用されています

ただ勘違いや解釈の違いから、非課税と
思っていたら贈与税が課税されるケースも
多く見られます。



暦年贈与の基礎控除（110万円） 4つの勘違い

贈与税は1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の金額の合計額に応じて課税されます。
この間、基礎控除額の110万円以下の贈与であれば贈与税がかかりません。
しかし、この「110万円」が一人歩きして、
勘違いした解釈をしてしまう人が少なくありません。

勘違い①

110万円まで税金がかからないなら、父から110万円、母からも110万円贈与されても問題ない

勘違い②

贈与税がかからないようにするため、毎年100万円を孫の誕生日に贈与すればよい。

勘違い③

孫が小さいから、孫の名前で口座をつくって、そちらに毎年100万円くらい移動させておけばよい。

勘違い④

110万円以下の金額を、さりげなく妻や息子に振り込んでおけばよい。

暦年贈与の基礎控除（110万円） 4つの勘違い

勘違い①

110万円まで税金がかからないなら、父から110万円、母からも110万円贈与されても問題ない

基礎控除は贈与者ごとでなく、受贈者ごとに1年間に110万円になります。この場合、父と母から110万円ずつ贈与されれば、合計220万円の贈与を受けたことになり、基礎控除110万円を引いた110万円に対して贈与税がかかります。



暦年贈与の基礎控除（110万円） 4つの勘違い

勘違い②

贈与税がかからないようにするため、毎年100万円を孫の誕生日に贈与すればよい。

贈与を「毎年同じ日」で「同じ金額」にすると、「連年贈与」と解釈される可能性があります。

これは1年ごとに贈与を受けると考えるのではなく、契約をした年分に有期定期金に関する権利

（10年間にわたり毎年100万円ずつの給付を受ける権利）の贈与を受けたものと解釈されてしまう恐れがあります。



暦年贈与の基礎控除（110万円） 4つの勘違い

勘違い③

孫が小さいから、孫の名前で口座をつくって、
そちらに毎年100万円くらい移動させておけばよい。

これは「名義預金」とみなされ、贈与した人の財産を解釈されてしまう可能性が大きいです。特に、孫名義の預金の印鑑が贈与した人の印鑑と同一だったり、孫が遠方にいるのに、贈与した人の地元の金融機関に口座があったり、孫名義の預金残高が年齢の割に多かったりすると名義預金とみなされてしまう可能性があります。



暦年贈与の基礎控除（110万円） 4つの勘違い

勘違い④

110万円以下の金額を、
さりげなく妻や息子に振り込んでおけばよい。

贈与とは、贈与者（財産をあげる人）が「あげます」と意思表示して、受贈者（財産をもらう人）が「いただきます」と受け取る行為を指します。贈与契約を取り交わし、贈与者が受贈者に財産を渡すことではじめて、贈与が成立します。

そのため、一方的に振り込んだだけでは、贈与とみなされない可能性があります。

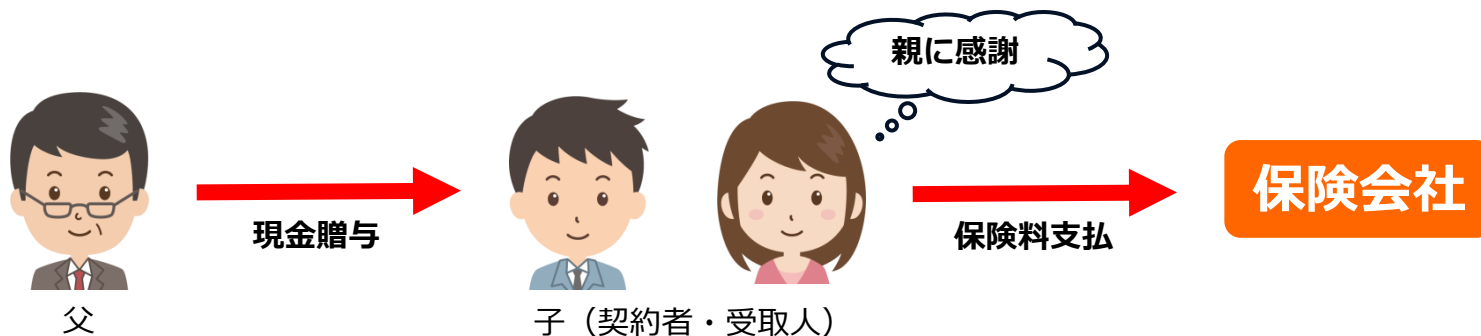


4. 暦年贈与と生前対策

暦年贈与の活用事例

生命保険の非課税金額の活用で、基礎控除内に収まらない場合には、生前贈与（暦年贈与）を活用して相続財産を減少させることも検討材料です。

毎年贈与を受ける子や孫の無駄遣いを防止し、有効活用してもらえるように、**贈与と同時に受け取った子や孫は、同額の保険料の保険に入り**、子や孫が年金、教育資金として受け取ったり、生命保険金で相続税が支払える形を作ることができます。



毎年の贈与額	年数	移転した財産 (1人の受取人に対して)	贈与税の総額	手取額
110万円	10年	1100万円	0円	1100万円
310万円	10年	3100万円	200万円	2900万円

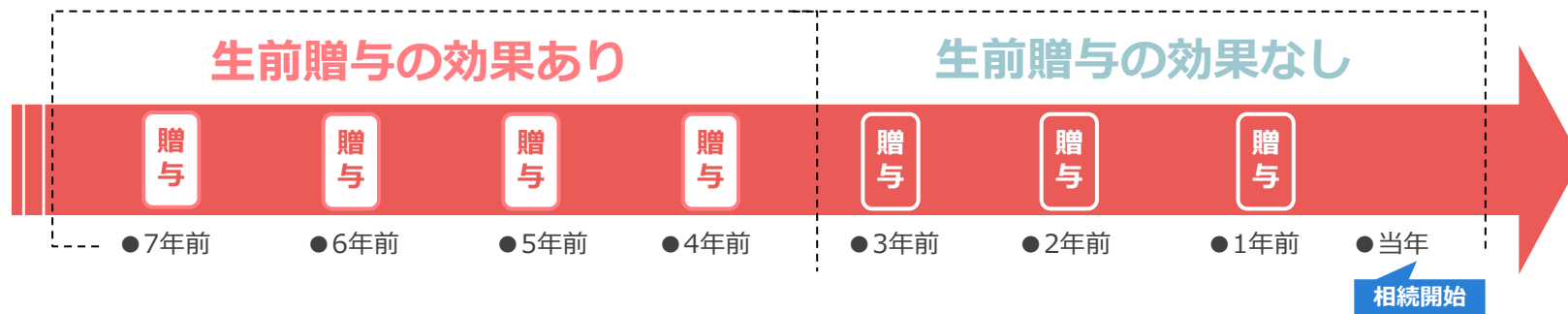
毎年の贈与額が310万円であれば、贈与税率は6.45%（1年間の贈与税20万円÷310万円）となり、相続税の税率（最低10%）よりも低くなります。

この税率になる範囲内で長期にわたり生前贈与をすれば、相続税より税額を抑えることができます（要シミュレーション）。

暦年贈与の活用事例

贈与を贈る対象者は、相続人以外も可能 (例：長男の嫁、孫等)

※相続人への死亡前3年内の贈与は、相続税法上、相続財産への持ち戻しの対象
注意が必要です（高齢者については対象者を要検討）



贈与の対象の当事者を増やし、暦年贈与できる金額を増やすことができます。

暦年贈与の対象者	金額×人数	年間の贈与額
子2名	110万円×2名	220万円
子2名とその配偶者	110万円×4名	440万円
子2名とその配偶者と孫4名	110万円×8名	880万円

円満相続の最大のポイント

**親の主導権のもと、
生前のうちに相続について
しっかりと話し合う機会を持ちましょう！**

親からの遺産相続



会社の株式



自宅



預貯金

相続について
話をしましょう



父



母



長男



長女

円満相続の最大のポイント

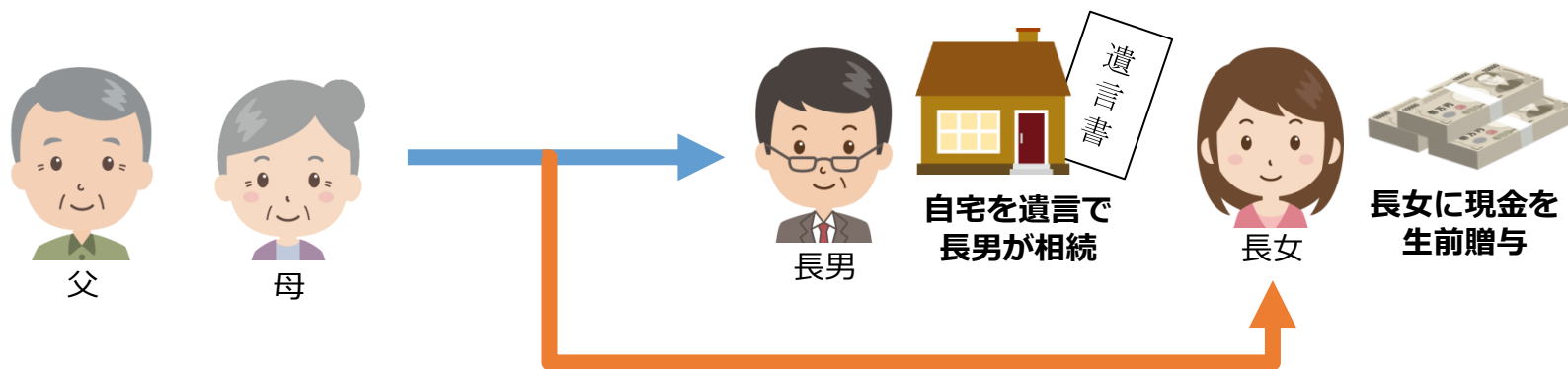
遺言にて、「土地建物は長男が相続する。預貯金は長女が相続する。」を作成しても、土地建物、預貯金全てが相続財産となる。不動産の価値と比較し、預貯金残高が著しく少なければ、不満を感じた長女から遺留分請求される可能性あり。



だからこそ、今後〇〇家として両親の遺産をどうするのかということを生前から話し合い、対策を実行することが必要です。

例えば、自宅を同居する長男に、自分たちで自宅を購入した長女には預貯金をと考えるはいても、死後の遺産相続手続きでは両親の想いを子どもたちが汲んでくれるとは限りません。介護の先には、相続が待っているが、遺産分割のときには既に介護はありません。

親の想い、子からの感謝の想いが伝わる方法は「生前の話し合いによる生前対策」が一番です。



まとめ

たとえ、我が家は自宅しかない、
わずかな資産しかないといったご家庭でも

親の想いをつなぐため、生前対策は必要です！

そして、ご家族ごとに最適な生前対策は必ずあります！

当事務所では、
真剣に真剣にご家族にあったご提案を
させていただきます。



相続は専門家に相談しましょう

本日ご紹介した例はあくまでも一例です。
相続は税制面でも人間関係でも予想以上に問題になりやすいので、「自分たちは大丈夫」と思わずに一度専門家への相談をしましょう。



税理士は、相続の問題を親身に解決する
身近な相談役です

「まずは相談を！」


お問い合わせ先


お電話でのご相談・ご質問はこちら

東京事務所

 **03-5436-3737**

福岡事務所

 **092-733-1840**

 相続・贈与相談センター®
アイリス税理士法人

お気軽にご相談ください。